

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

## 意見陳述書

2007（平成19）年1月30日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

取手市上高井2468番地6

原告 野口利枝子



いま、格差社会が広がり、“生活がたいへん”との声が大変多く住民は税金の使い方に大きな関心をよせています。

目黒区では政務調査費の不正使用が発覚し、領収書が偽造されていたことも明らかになりました。茨城県議会の政務調査費については領収書を添付する義務すらなく、県民の大きな批判を浴び、改善を求める声が広がっています。去年は全国で、知事の談合関与等による辞職が続き、今年に入ってから、国土交通省の職員が関与した水門工事をめぐる官製談合の報道がされました。愛知県では地下鉄工事など、あげればきりが無い状況です。

国土交通省は政府予算の公共事業のうち、8割に当たる5兆6千億円分を扱っています。それだけでなく他の省庁や自治体に談合防止を求める権限を与えられています。お目付け役が自ら法を犯し、自らが談合や、贈収賄など金権汚職の温床とな

っていたとは由々しきことで到底許されません。実は今審議されている八ッ場ダムでも新千歳橋が談合リストに上がっています。この橋は川原湯温泉駅から上流に向かって最初の橋ですが、橋脚工事、上部工事、床板他工事の落札率は93.2%～96.69%という高い数字となっています。

貴重な税金が談合などということで使われてはなりません。しかも unnecessaryな公共事業ということであればなおさらのことです。実際この裁判の出発も、ただでさえ unnecessaryな八ッ場ダムの事業費が一挙に2倍にも跳ね上がり、全国一高い4600億円、関連費用も含めると8800億円にもなったことに住民が納得をせず、立ち上がったのがきっかけでした。しかも2倍にもなったその内容の詳細は納得の行く形で示されておりません。

ご承知のように茨城では、2001年に霞ヶ浦導水事業について、事業規模の縮小を図りました。縮小したのですから、事業費が小さくなると誰もが考えると思うのですが、そうではなく同じく1900億円のままでした。その折国会でこのことを共産党の議員が取り上げたのですが、国の言い分は、物価高、消費税とか地質精査の増加が要因と言うものでした。その国会議員が求めた事業費変更計算書は、肝心な箇所の数字はすべて黒塗りと言うとんでもないものであったにもかかわらず、国はこれを押し通しました。「公共事業は小さく生んで大きくそだてる」などと揶揄的にいわれます。何の説明もせずこんなおかしいこと横行させ、どんどん事業費を大きくしていくということなのでしょうか。

八ッ場ダムはどうだったのか、こんな疑いを誰しものが持って当然ではないでしょうか。いずれにせよ、税金は真に必要なものに公正に使われるべきものです。ましてや、利水や治水の上から環境保全や安全性の上からも、八ッ場ダムは unnecessaryなものです。

半世紀以上にわたって地元のみなさんはダム建設問題で翻弄され、暮らしや地域を破壊され苦しんできました。そんなことにつぎ込むのなら、地元川原湯温泉地域の皆さんの暮らし再建の支援にこそまわすべきです。

ハッ場ダム建設を取りやめること、これへの県の不当な出資を取りやめることを願って意見陳述を申し述べるものです。

以上